

問 環境基本条例制定の経緯・背景は

答 環境軽視では行政運営が成り立たない



伊藤まゆみ議員

【環境・景観について】

問 開発基本条例を見直し、環境基本条例を制定するに至った経緯、背景は。

村長 オリピックを契機とした環境問題への関心が高まる中、美しい自然環境を有する当村でも、環境問題を軽視しては今後の行政運営が成り立たないこと。滑降競技において、八方尾根のスタート問題についても大きな関心が寄せられるなどし、条例に取り組むことが最善と認識したため。

問 昨年6月議会一般質問の答弁中の「優良な開発計画や施設投資計画」とは。

村長 条例・規則・指導基準を遵守すること。行政区を

中心に良好な生活環境の保全と創造、地域の活性化、生活環境・田園景観との調和。最終的には安定した雇用の創出が目標と考える。

問 条例があるので我慢する、村に協力していくという形を取ってきた住民もいる。16年が経過し、状況が変わったから条例を変えるというのであれば、そういう住民にどう説明するつもりか。

副村長 環境基本条例はある一定の条件をクリアした場合、構築物を作ってもいいとなっており、開発基本条例よりはゆるくなっている。そのあたりを理解してほしい。

問 審議会は「環境の保全及び景観の形成に関して、基本的事項を調査、審議すること」が目的であるが、利害関係者が委員である場合、客観的な審議が可能か。

村長 直接的に利害関係があるかと認められる場合、審議から外れてもらう。

【観光施策・観光局について】

問 今回観光局は新しい局長を迎えることになったが、どのような観光施策、方向性が期待できるか。

村長 局の改革、観光関係の正確な数値の把握、インバウンドの通年化、社員の増加、マーケティング、振興公社との連携、春秋の商品開発など、期待するところはとても大きい。

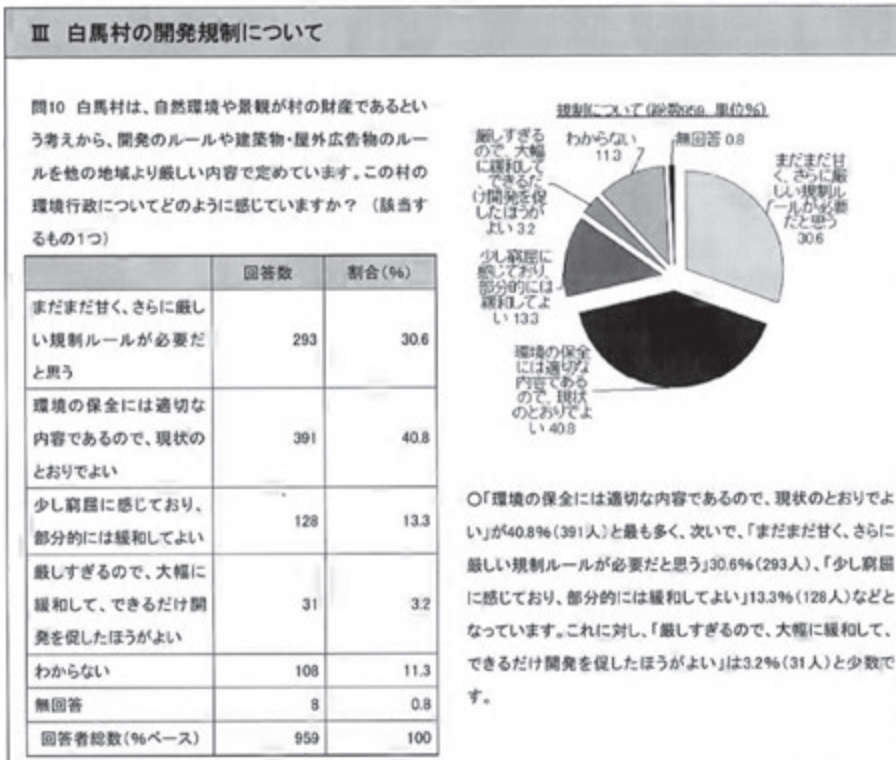
問 観光地経営計画の策定委員が「毎回同じことをやっている」と述べていた。しかし今回は違うということで議会も予算を承認している。

【財源について】

問 3月議会で可決された議員・特別職の報酬、職員との給与の増額分、416万円の財源は。

村長 基本的には一般財源。地方交付税の算定の中に給与に要する経費も含まれている。

課長 経営の視点を取り入れ、計画を実行に移すプロセスまで加味している。また、今後10年の第5次総合計画に落とし込んでいくために練り直したものである。



誰のために規制緩和が必要なのか
緩和を望むのはたった3.2% (第5次総合計画策定アンケート)